

市町村号外  
平成23年3月16日

各市町村行財政改革担当課長様

奈良県地域振興部市町村振興課長

### 地方自治法の一部を改正する法律案について

平素より奈良県市町村振興業務にご協力いただきありがとうございます。

さて、現在、総務省所管の標記法律案について、全国知事会より情報提供がありましたので、お知らせします。

なお、当該法案は、現時点における調整中のものであり、調整終了後に改めて情報提供があるとのことです。

#### (今回送付するもの)

- ・地方自治法の一部を改正する法律案要綱
- ・地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表
- ・法案・新旧対照表等、関係文書データ(CD)

※平成23年2月22日付けでお送りしたCDの内容に今回の情報提供の内容を追加しております。差し替えてご活用ください。

担当：奈良県地域振興部市町村振興課  
行政振興グループ 安田  
TEL 0742-27-8422 (直通)  
FAX 0742-23-8439



地方自治法の一部を改正する法律案  
(全国知事会よりの請願提出)

第十章 公の施設

改正案

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (略)

2 (略)

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下この条及び第一百四十四条の六において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 11 (略)

(公の施設の設置の住民投票)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、条例で定めるところにより、条例で設置する公の施設（法令により設置しなければならないものとされていることその他の事由により選挙人の投票に付することが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）のうち特に重要であり、かつ大規模なものとして条例で定めるものの設置について選挙人の投票に付し、その投票において過半数の同意を得なければならないものとすることができる。

2) 前項の普通地方公共団体が同項に規定する条例で定める公の施設を設置しようとするときは、当該普通地方公共団体の長は、当該公の施設の設置に係る予算（その設置に関する調査に要する費用に係るものと除く

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (略)

2 (略)

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第一百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 11 (略)

第十章 公の施設

現行

。) を議会に提出する前に、当該公の施設に関する設置の目的、位置その他の政令で定める事項を明らかにして、その設置について議会の承認を求めなければならない。

3 前項の場合において、当該公の施設の設置について承認を求める議案

が可決されたときは、議長は、その日から二日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定めることにより、当該公の施設の設置について選挙人の投票に付さなければならぬ。

5

選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、

直ちにこれを当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

6 第一項の普通地方公共団体は、第四項の規定による投票において過半

数の同意が得られなかつたときは、当該投票の対象となつた公の施設を設置することができない。

(住民投票の手続)

第一百四十四条の四 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙

法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第四項の規定による投票について準用する。

2 前条第四項の規定による投票は、政令で定めるところにより、普通地

方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しく

めに従つて判断するため必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

て判断するため必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条の六 (略)

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 (略)

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十二条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下この項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講すべきにかかわらず、